

人権の観点から見た

オリンピック・パラリンピック

オリンピック憲章（2015年度）が定めた「オリンピズムの根本原則」には7項目の原則があり、その中の原則4と6には次のように示されています。

原則4

スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づきスポーツをする機会が与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレイの精神とともに相互理解が求めら

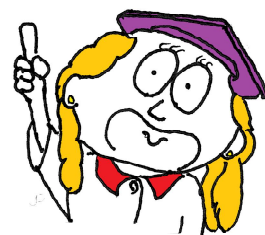
原則6

このオリンピック憲章の定める権利および自由は、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

また、オリンピック憲章のパラリンピック版とも言える「IPCハンドブック」には、4項目の人権に関する立場表明があり、その中の立場表明3には次のように示されています。

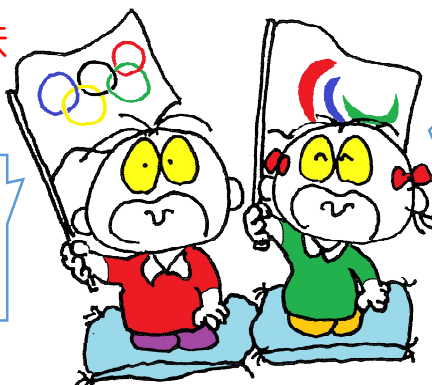
IPCは、障がいのある人々の競技への無限の可能性を固く信じ、パラリンピアンたちのスポーツにおける成績を尊重する。障がいのある人々は、スポーツの上達、参加、トレーニング、功績を認められる機会を、すべての学校、スポーツクラブや競技会場、スポーツ団体や地域社会で提

オリンピック・パラリンピックは、国連の「世界人権宣言」に明記されている「**すべての人間は生まれながらにして自由で平等である**」という理念を基に、スポーツを通じて「**人権を守り平和に貢献する**」ことをめざしています。

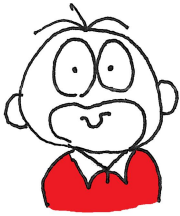


シンボルマークの意味

オリンピックの5つの輪は、5つの大陸の団結や全世界の選手が大会に集まることなどを意味しています。



パラリンピックのシンボルマークは「スリーアギトス」と呼ばれ、アギトとはラテン語で「私は動く」を意味します。困難なことがあってもあきらめずに、限界まで挑戦し続けることを意味しています。



パラリンピックの始まりや名称の意味を教えてください。

「Paraplegia」(パラプレジア) + 「Olympic」(オリンピック)

➡ 「Paralympic」(パラリンピック)

* 「Paraplegia」(下半身まひ)が、のちに「parallel」(パラレル:類似した、平行した)に変更。

初めて開催されたのは、1960年のローマ大会です。イギリスのストークマンデビル病院で脊髄を損傷した兵士のリハビリとして行われたアーチェリー大会が基になっています。“パラリンピック”の名称は1964年第2回東京パラリンピック大会で初めて使われました。この愛称を日本の関係者が名付けました。その後1985年には身体障がい者の国際スポーツ大会に相応しく「paralympic」の解釈が「parallel(パラレル:類似した、平行した)」へと変更になり、オリンピックと同様の大会という意味になりました。

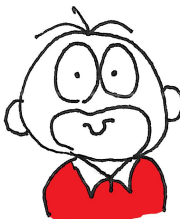


参加選手の男女比はどうなっていますか。

1896年第1回アテネ大会では女性の参加はありませんでした。これは古代オリンピックの祭典競技が女人禁制であったことや社会的に女性の権利が十分に保障されていなかったことによります。女性が初めて参加したのは第2回で、全体の2.2%でした。その後男女の割合の差は徐々に縮まっていき、2016年第31回リオデジャネイロ大会では男性54.8%、女性45.2%となりました。

参加選手の 男女比 (%)	性別	第1回 (1896年)	第2回 (1900年)	第31回 (2016年)
	男性	100	97.8	54.8
	女性	0	2.2	45.2

「12の問いから始めるオリンピック・パラリンピック研究」 坂上康博編著 かもがわ出版 2019



大会に人種差別はありませんでしたか。

当初の大会は白人のみに参加が許されていました。1904年第3回セントルイス大会では、公式競技とは別に非白人の運動能力を研究する機会として先住民の競技会が行われました。アメリカのスー族やフィリピンのモロ族などの世界中の少数民族が参加し、日本からはアイヌの人々が参加しました。当時の白人至上主義の一端をうかがい知ることができます。

また、1936年第11回ベルリン大会では、ナチス政権のユダヤ人迫害によって多くの国のユダヤ人選手が参加を拒否しました。さらに、1960年代頃、南アフリカ共和国のアパルトヘイト(有色人種差別・隔離政策)により、I O Cは南アフリカ共和国の参加を認めませんでした。しかし、同国は1991年にアパルトヘイトを撤廃し、1992年第26回バルセロナ大会から復帰することができました。

参考:「オリンピック・パラリンピックと人権」(公益財団法人人権教育啓発センター) 2016

